

平成29年6月28日

株主各位

姫路市大津区勤兵衛町4丁目1番地

虹技株式会社

代表取締役社長 山本 幹雄

株式併合による当社株式のお取扱いについて

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当社は本日開催の定時株主総会において、平成29年10月1日（日曜日）付をもって普通株式10株を1株に併合し、単元株式数を1,000株から100株に変更することを決議いたしました。

つきましては、平成29年9月30日（土曜日）〔ただし、当日は株主名簿管理人の休業日のため、実質上は平成29年9月29日（金曜日）〕最終の当社株主名簿に記録されました株主様および登録株式質権者様（以下、株主様といいます。）に対し、ご所有株式10株につき1株の割合をもって株式併合後の株式を割当交付いたします。

なお、本件に伴う株主様のお手続きは特段ございませんので念のため申し添えます。

敬 具

当社株式のお取扱いについて

1. 株式併合後の株式の割当について

平成29年9月30日（土曜日）〔ただし、当日は株主名簿管理人の休業日のため、実質上は平成29年9月29日（金曜日）〕最終の当社株主名簿に記録されました株主様に対し、ご所有株式10株につき1株の割合をもって株式併合後の株式を割当交付いたします。株式併合後の株式は平成29年10月1日（日曜日）付でお取引の証券会社等（特別口座の口座管理機関を含む）の振替口座簿へ記録され、平成29年10月2日（月曜日）以降、売却が可能です。^(※) なお、「株式併合による割当株式数のご通知」は、平成29年10月下旬にお届出のご住所またはご指定の場所あてにご送付申しあげる予定です。

2. 株式の流通について

当社株式の流通につきましては、下記のとおりとなりますので売買等にご留意ください。

年 月 日	日 程	株式の流通
平成29年9月27日（水） }	売買単位変更日	この日以降、当社株式の証券取引所における売買単位が100株に変更となります。
平成29年10月1日（日）	株式併合の効力発生日 単元株式数変更の効力発生日	

(※) 特別口座に記録されている株式は、現状のままでは売却することができません。売却には、証券会社等に取引口座を開設し、特別口座の株式を取引口座へ振替える手続きが必要です。振替手続きが完了後、売却が可能となります。

